

## 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年5月6日（水）

10時30分～

会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 緊急事態宣言延長に係る本市の対応について
- 2 新型コロナウイルス感染症関連について
- 3 その他

## 緊急事態宣言延長に係る福島市の対応(案)

令和2年5月6日

福島市

### 1. 基本的な対応方針

- ① 感染拡大の防止を最優先に、気を緩めることなく取組を徹底する
- ② 慎重に社会経済活動の回復に向けた道を探る
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

### 2. 外出自粛の要請

県の要請を市民に周知する。

- i 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- ii 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- iii 現にクラスターが発生した場や、「3密」のある場への外出自粛
- iv 外出の際には、基本的な感染対策を実施する新しい生活様式の徹底を依頼

### 3. 学校の臨時休業

- ① 市内全小・中・特別支援学校は、臨時休業を5月31日まで延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、臨時休業の前倒し解除を検討する。
- ② 学校再開に向け、段階的な登校日を設定する。また、登校日における指導と家庭学習との学習サイクルを意識した指導に努める。
- ③ 児童・生徒は、自宅で過ごすことを基本とするが、やむをえない事情がある児童は、学校・学童での自学等を行うことができる体制を整える。なお、在宅ワーク等により自宅での対応が可能な家庭は、できる限り学校・学童の利用自粛をお願いする。

### 4. 幼稚園・保育所等の対応

- ① 市立幼稚園は、臨時休業を5月31日まで延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、臨時休業の前倒し解除を検討する。また、園児の様子の確認等のため登園日を設定する。
- ② 市立幼稚園での預かり保育は実施する。保護者の長期にわたる負担に配慮しつつ、引き続き自宅で対応が可能な家庭の利用自粛をお願いする。
- ③ 市立保育所・認定こども園については、開園を続ける。保護者の長期にわたる負担に配慮しつつ、引き続き自宅で対応が可能な家庭の利用自粛をお願いする。
- ④ 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を要請する。(私立幼稚園については県より要請)

## 5. 市有施設の取扱い

- ① 利用休止中の市有施設(屋外運動施設を除く)は、5月31日まで利用休止を延長する。ただし、国の緊急事態宣言や県の休業要請の解除があった場合は、感染リスクの低い利用から、段階的に解除する。
- ② 屋外運動施設については、利用休止は5月10日までとし、同11日から利用可とする。ただし、5月31日までは、
  - i 更衣室など室内施設(トイレを除く)は、利用休止
  - ii 接触のある運動、近接する運動など、感染リスクの比較的高い運動は、控えていただく
  - iii 県外の方は、利用を控えていただくとする。
- ③ 図書館、学習センターの図書室においては、5月8日より、インターネット予約、電話予約による貸出サービスを実施する。
- ④ 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。

## 6. イベント等の延期・中止

- ① クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3密」のある集まりについて開催の自粛を要請する。
- ② 比較的小人数(開催場所にもよるが最大50人程度)のイベント等を開催する場合には、「3密」にならないなど適切な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- ③ 地区集会施設等におけるイベント等の開催について、改めて注意喚起する。

## 7. 市長メッセージの発出

緊急事態宣言の延長を踏まえた市の対応方針や県の要請に対する市民の理解・協力をお願いするとともに、新しい生活様式など感染防止対策の徹底をお願いする市長メッセージを発する。

## 福島市立小中学校及び特別支援学校の臨時休業延長について

政府からの緊急事態措置の期限延長を受けた県知事からの要請を踏まえ、下記のとおり臨時休業期間を延長する。

### 記

- 1 延長期間 令和2年5月11日(月)から当面5月31日(日)まで  
※ただし、今後の政府からの緊急事態解除や県知事からの休業要請解除がある場合は、期間内であっても臨時休業を解除することを検討する。
- 2 休業期間中における段階的な登校日の設定
  - (1) 5月11日(月)から15日(金)までの間に、登校日(1回)を設ける。
  - (2) 5月18日(月)から29日(金)までの間は、週2回の登校日を設ける。  
※小学校第1学年、第6学年及び中学校第3学年は、週3回の登校日とする。
  - (3) 学校規模等状況に応じ、時間差や日を別にする“分散登校日”とし、児童生徒の席の間に可能な限りの距離を確保するなど“3つの密”を避けるよう工夫する。
  - (4) 登校前の検温体制や咳エチケット、手洗い・消毒等の感染防止対策を講じ、半日程度の時間とする。
  - (5) 登校日には、家庭における状況確認とともに、生活・学習について指導を行う。
  - (6) 登校日における指導と家庭学習との学習サイクルを意識した指導に努める。
- 3 休業期間中の児童の預かり  
緊急事態宣言の重要性についての理解に努め、自宅で過ごすことを基本とするが、保護者の就労などやむを得ない事情がある児童は、通っている学校で自学等ができる体制を整える。その際、分散登校教室とは別に教室を確保するなど校内の“3つの密”を避けるよう工夫する。  
なお、在宅ワークなどにより、家庭内での対応が可能な家庭は、利用の自粛をお願いする。

# 1 福島市の感染者等の現状について

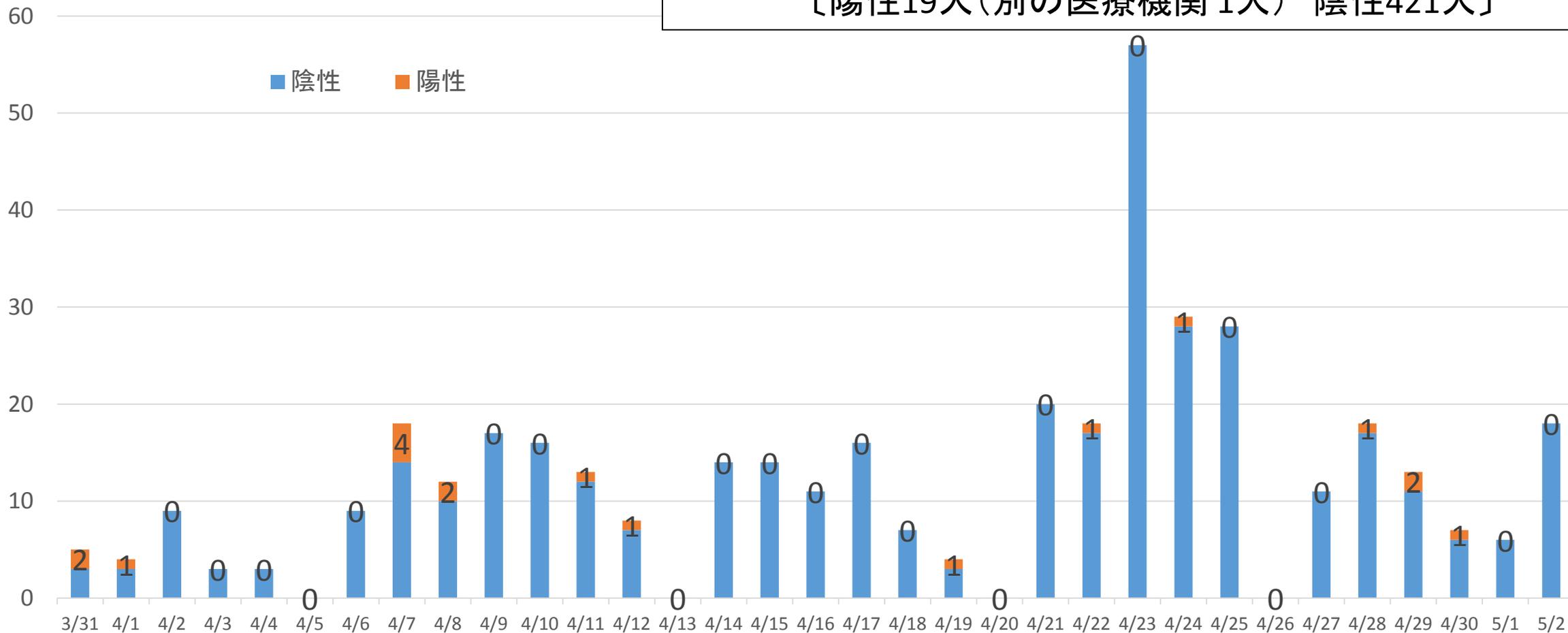
項目	現状	備考
①患者数	19人	R2.5.2現在
②帰国者・接触者 外来受診者数	325人	R2.4.30現在
③PCR検査実施数 結果	440人 陽性19人(別の医療機関1人) 陰性421人	R2.5.2現在

# 2 PCR検査について

## ◆検査実施人数と結果

累計 440人

〔陽性19人(別の医療機関1人) 陰性421人〕



※福島市保健所管内の医療機関を受診し、本市保健所長が必要と判断し実施した検査人数

# 3 相談状況

## (1) 相談窓口別対応状況 (～R2.5.2)

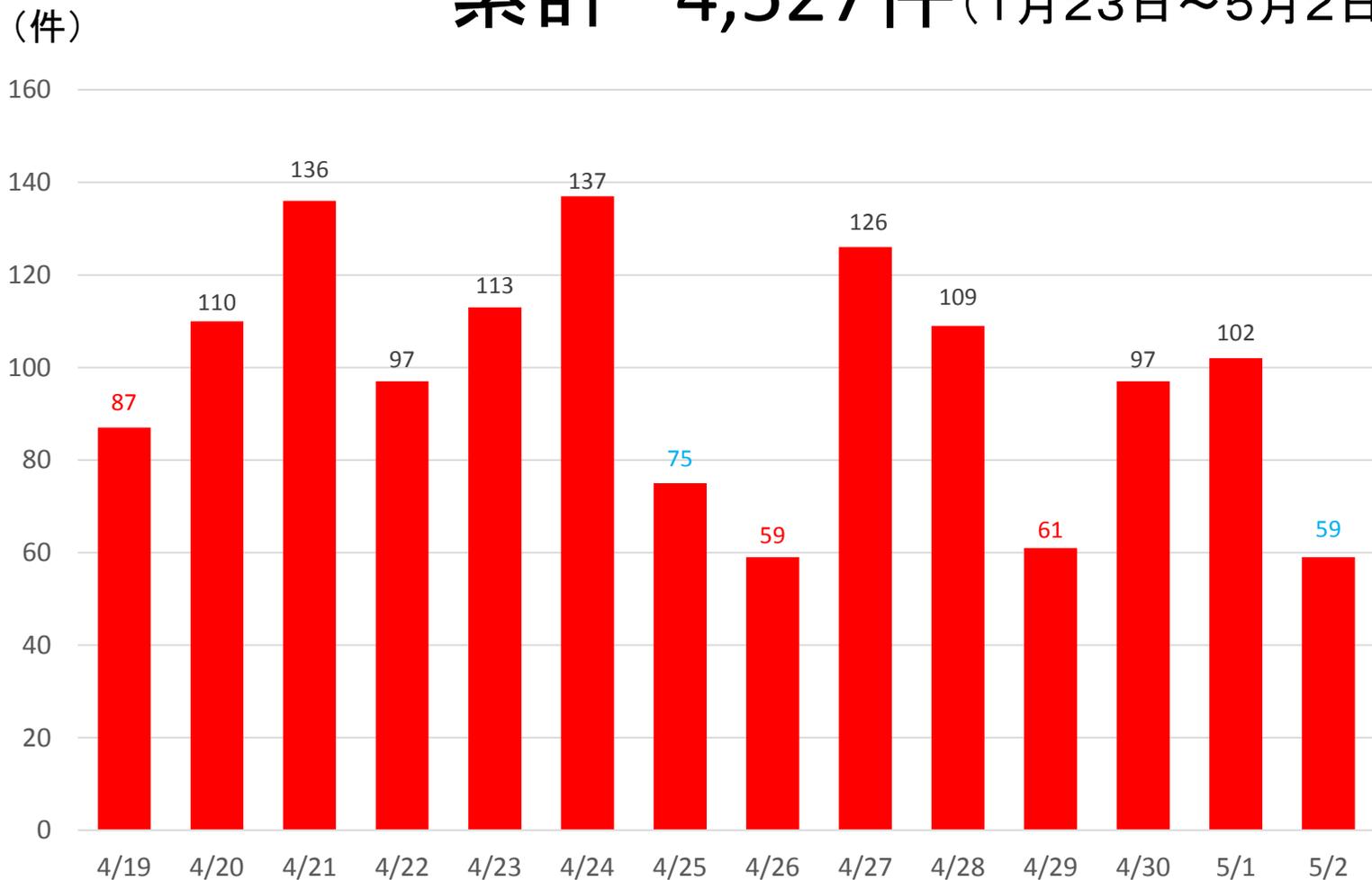
相談窓口	市民	病院	計
新型コロナウイルス感染症に関する相談専用電話 ※ (令和2年2月5日開設)	2,435	100	2,535
帰国者・接触者相談センター (令和2年2月7日開設)	1,899	93	1,992

※ 2月4日以前に受けた新型コロナウイルス感染症保健所相談電話も含む  
なお、4月21日から「一般相談(コールセンター)」として県内一括で業務を委託。

# 3 相談状況

## (2) 市民等からの相談対応状況

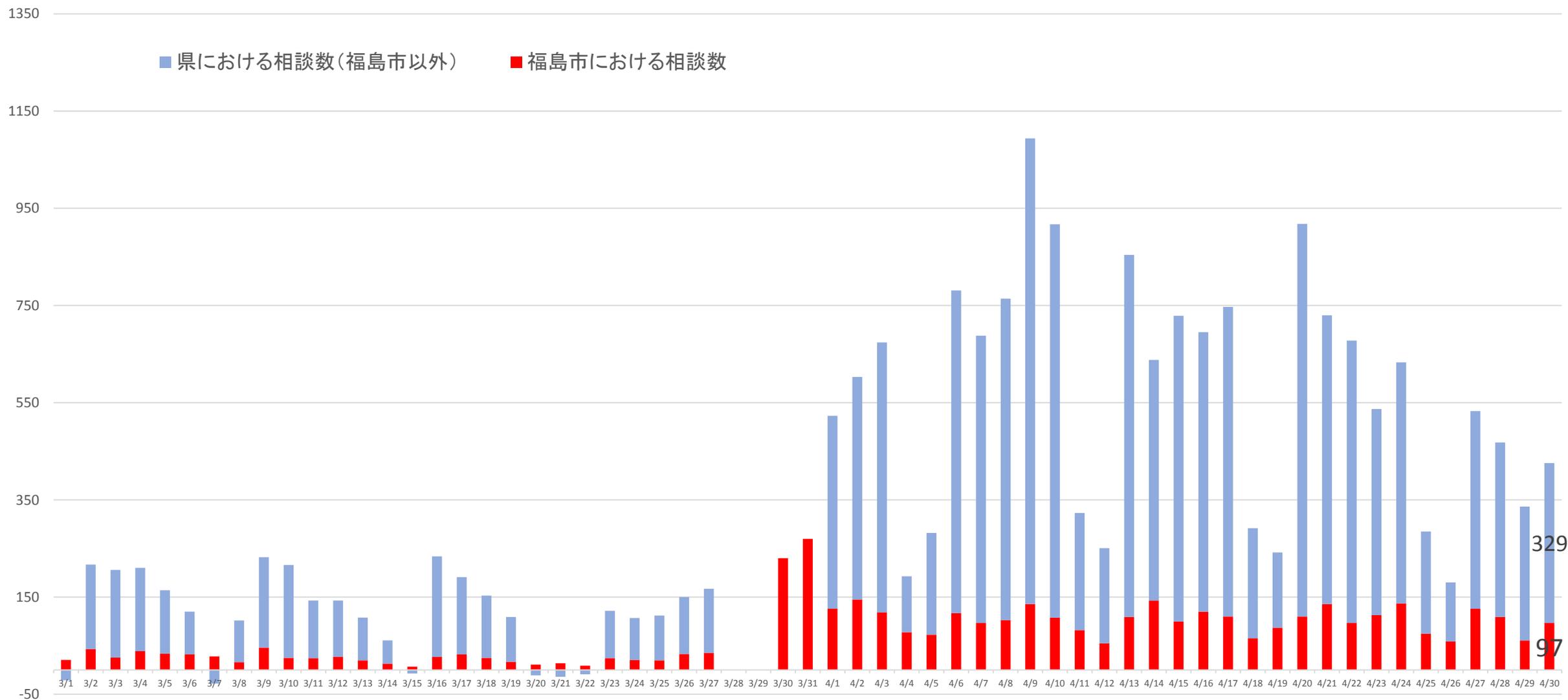
累計 4,527件 (1月23日～5月2日)



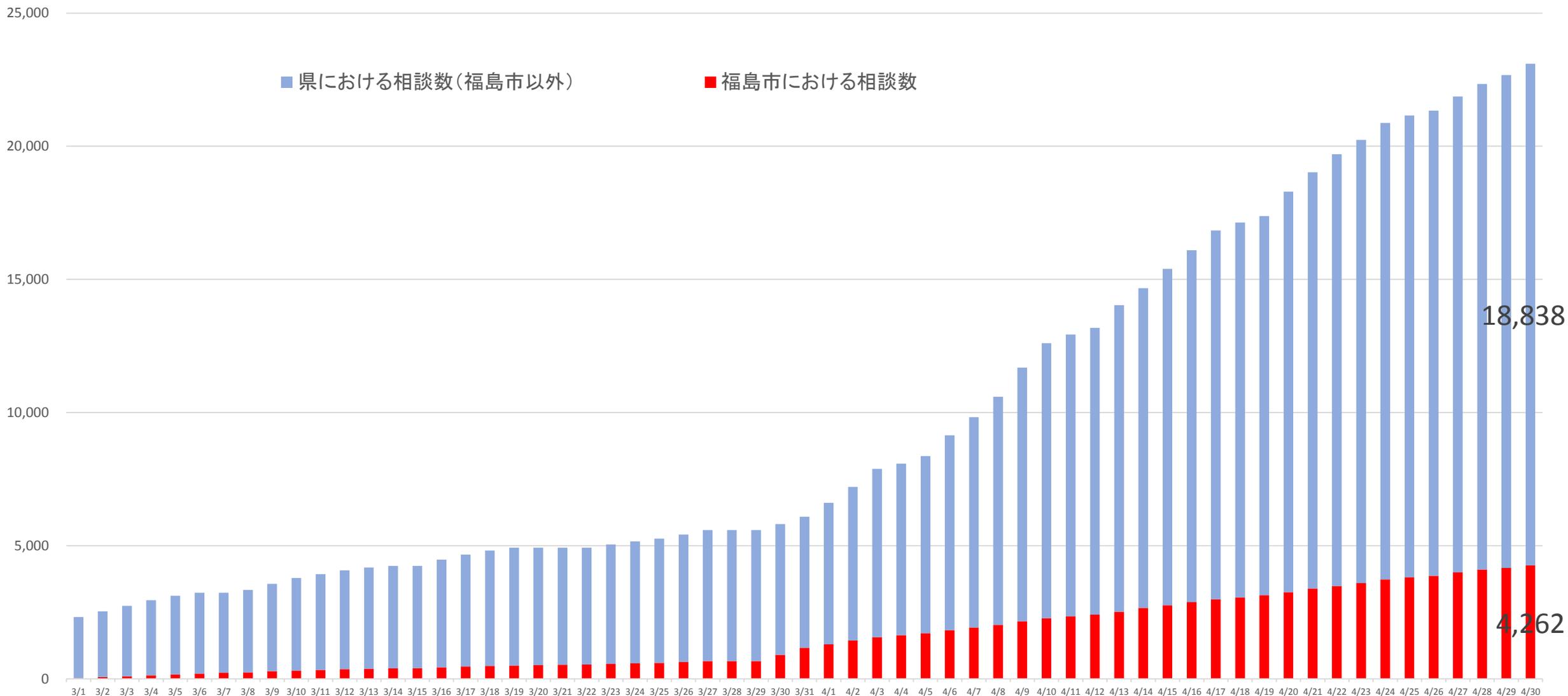
### 【主な相談内容】

- 自身の健康相談について
- PCR検査の実施について

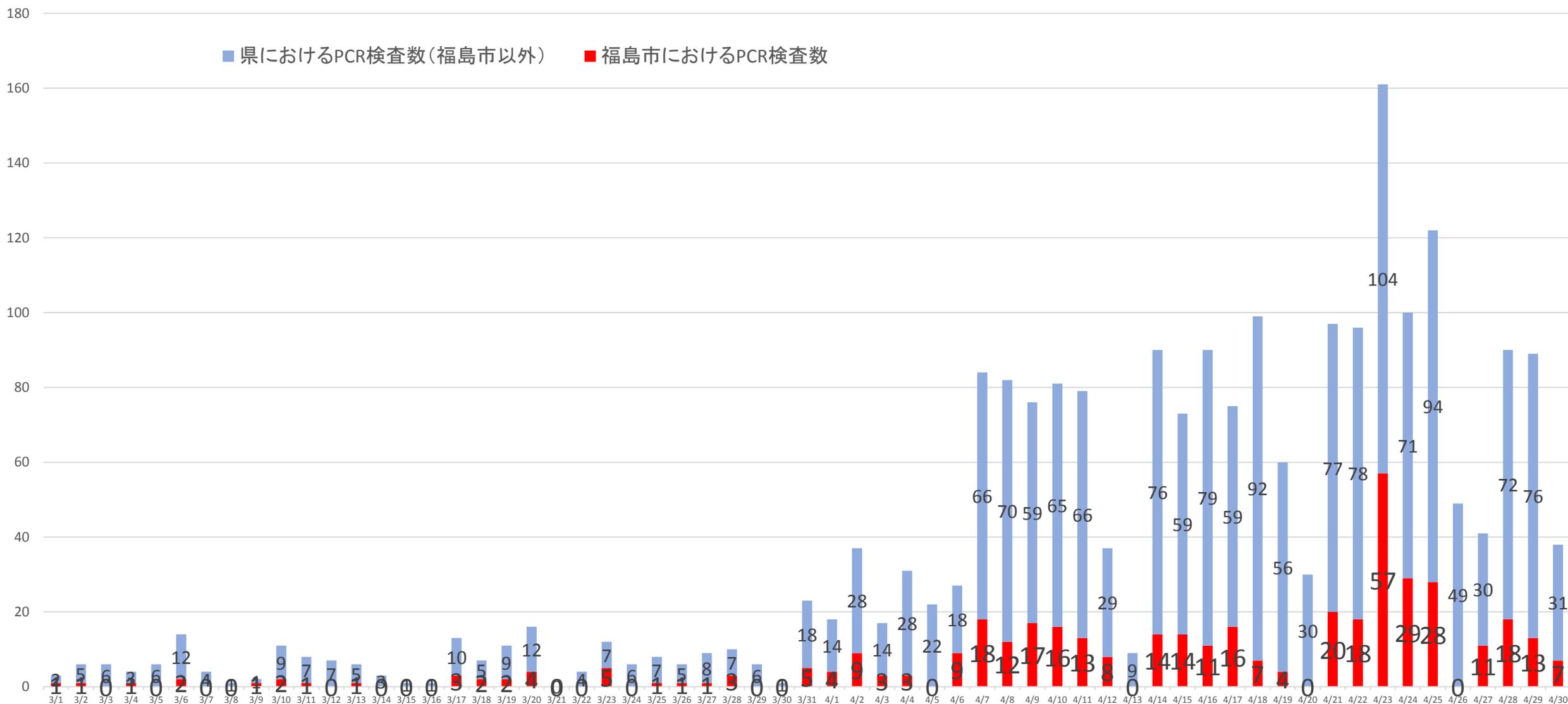
# 4 相談件数の推移(日計)



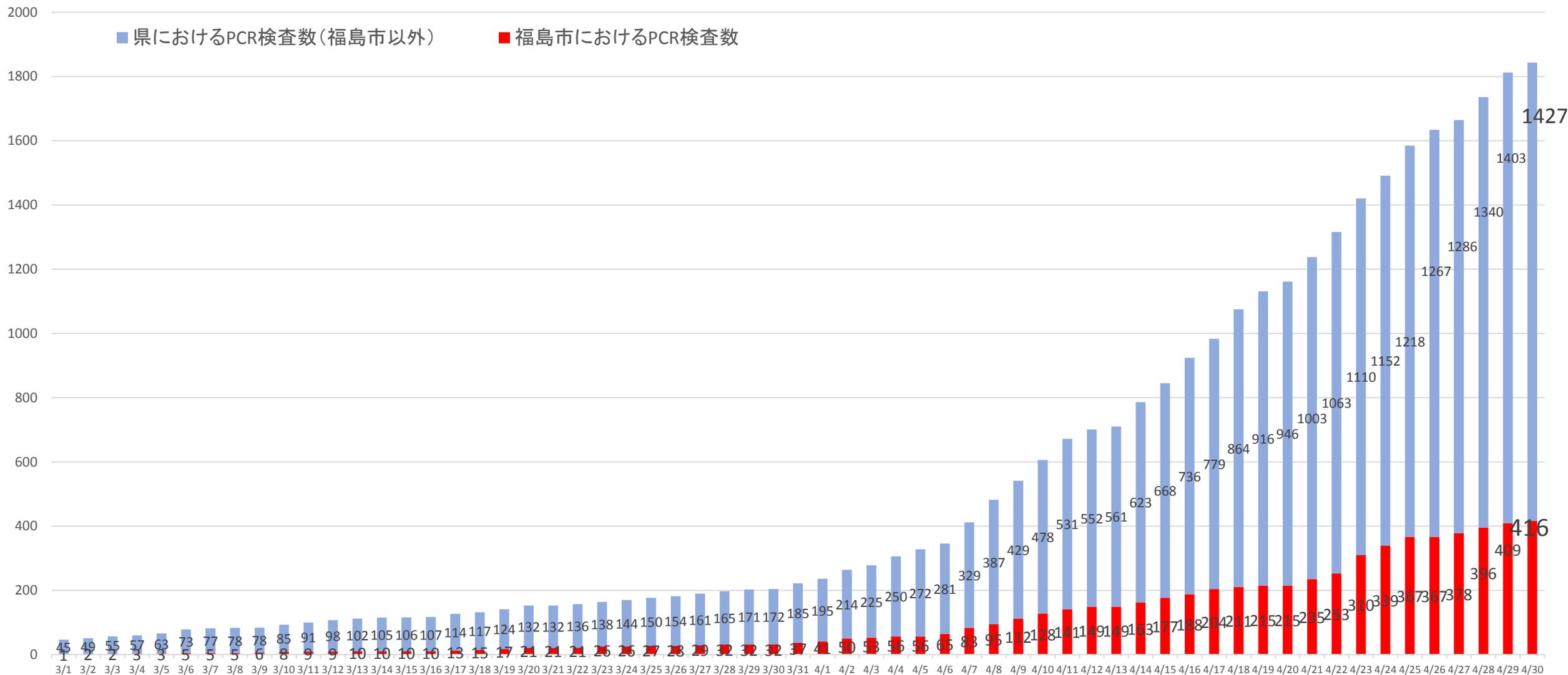
# 4 相談件数の推移（累計）



# 5 PCR検査状況の推移(日計)

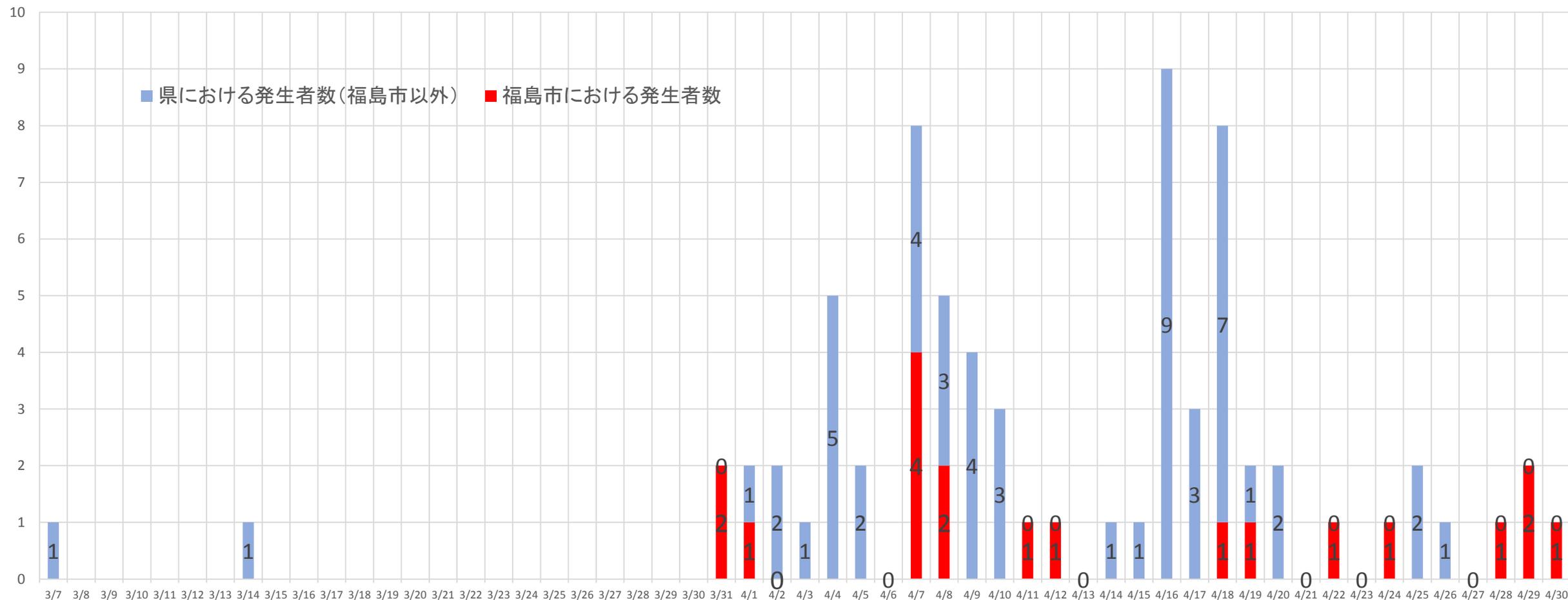


# 5 PCR検査状況の推移(累計)



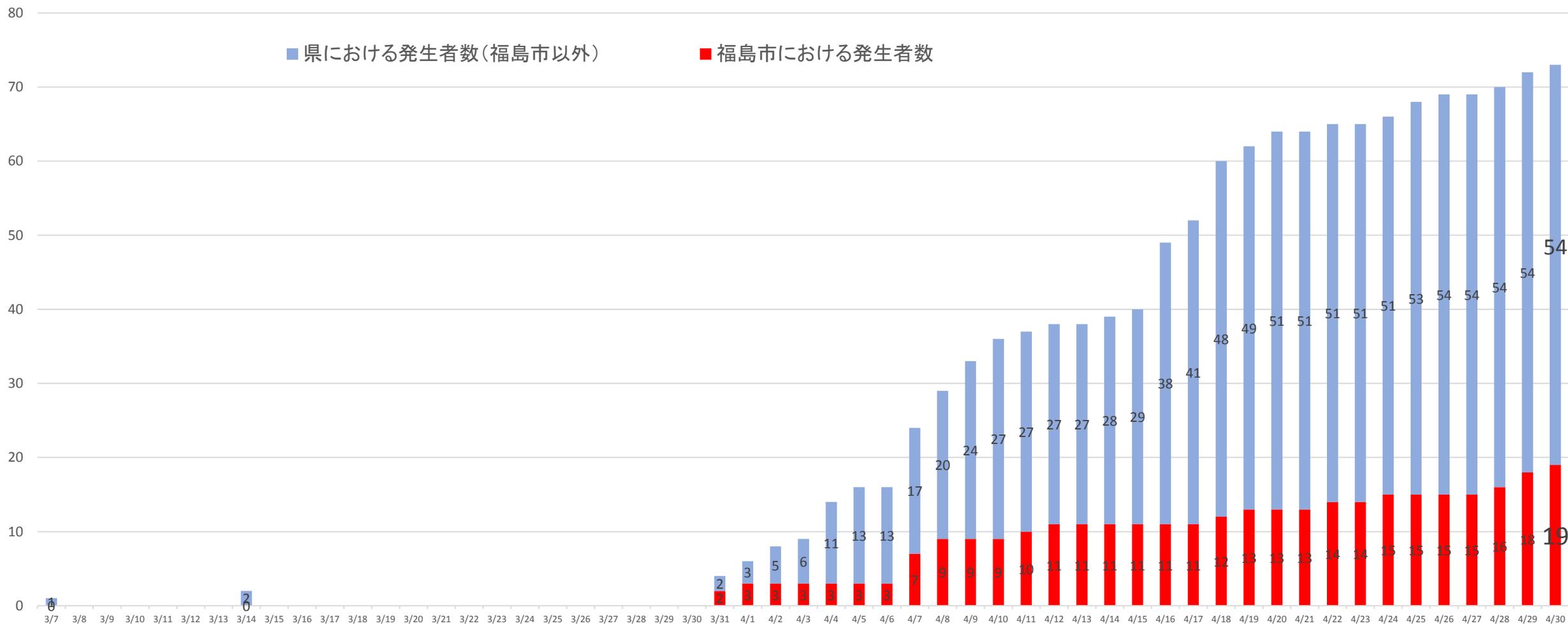
# 6 患者発生状況の推移(日計)

## ◆陽性者の発生状況

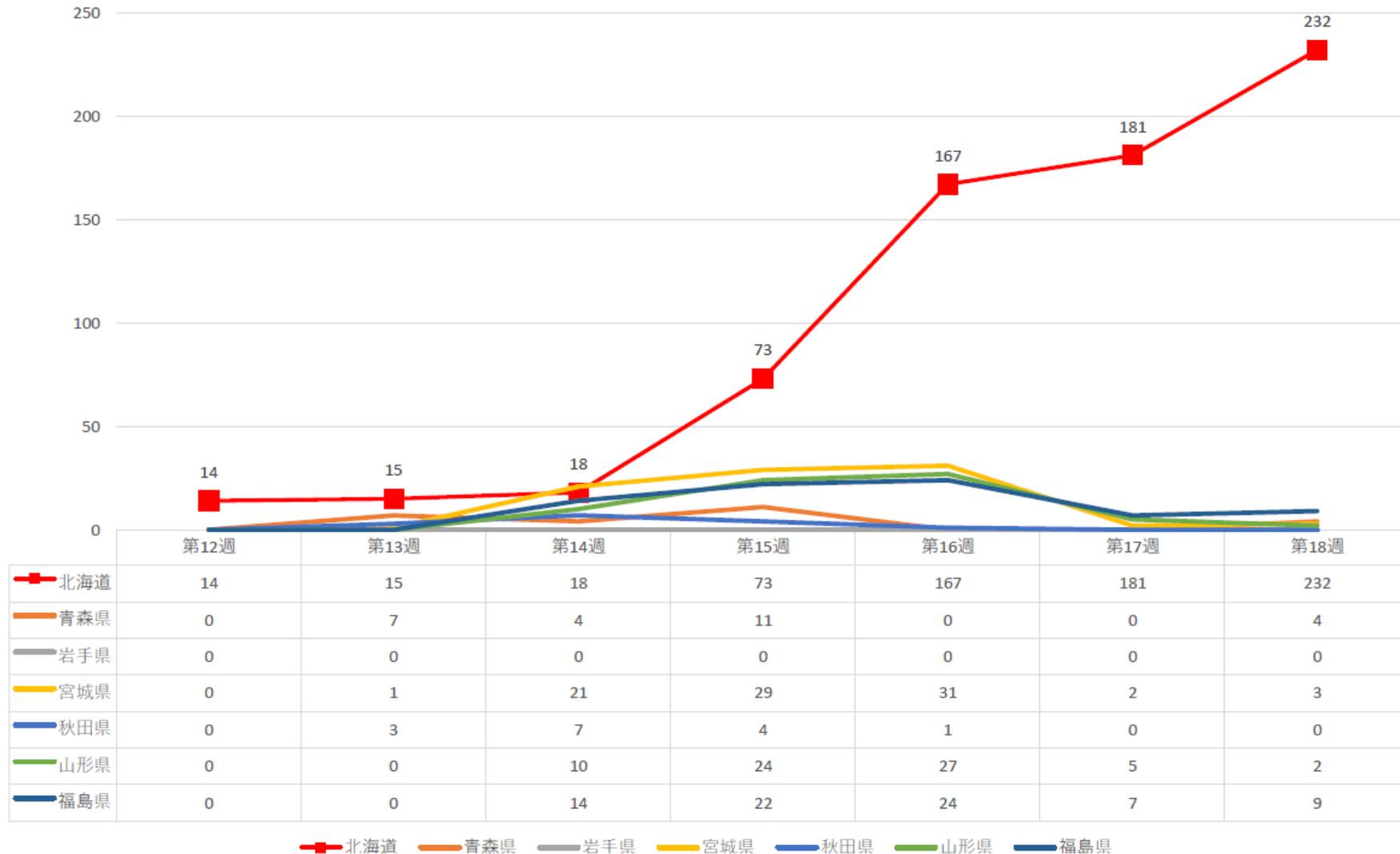


# 6 患者発生状況の推移(累計)

## ◆陽性者の発生状況



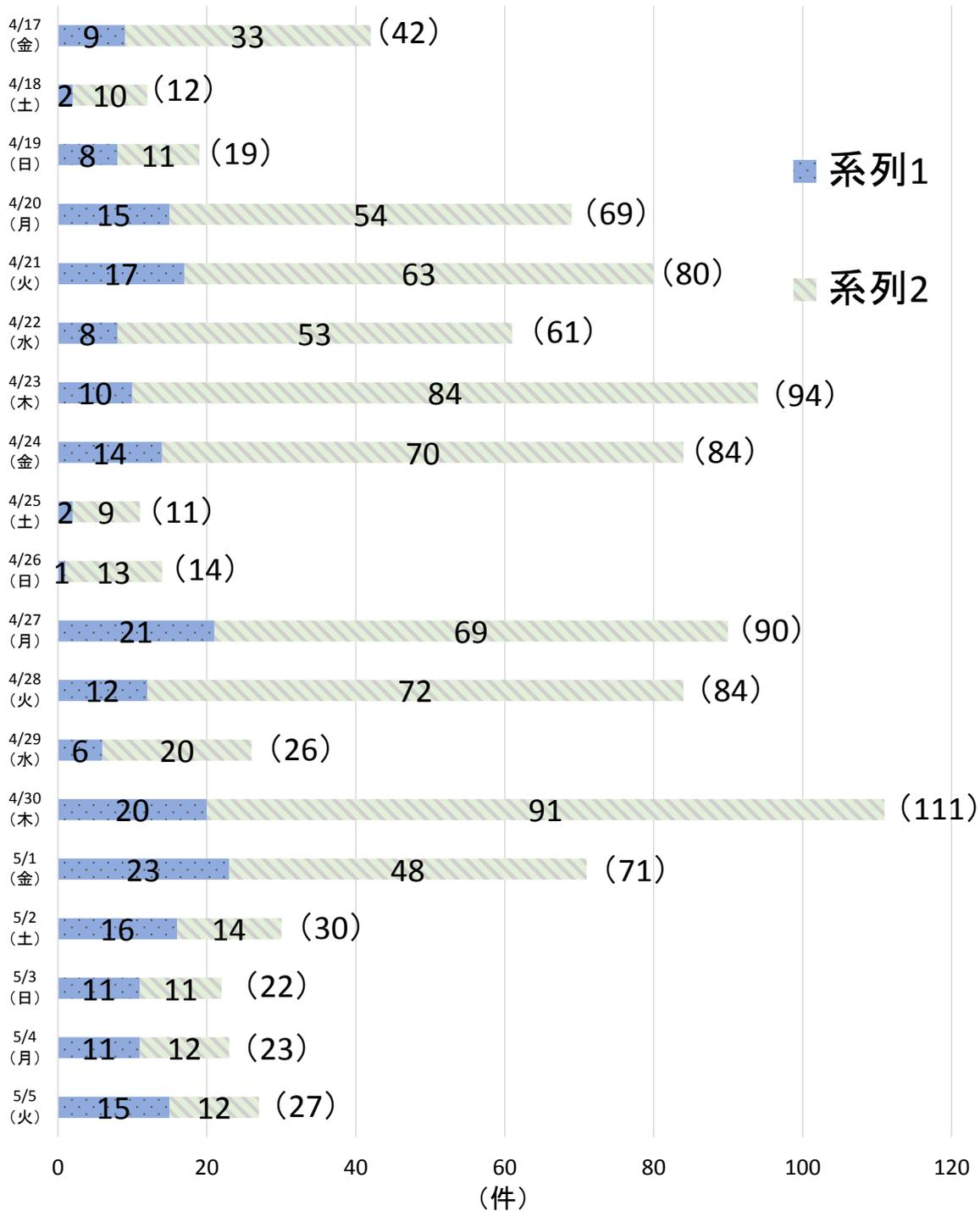
# (参考) 北海道・東北地方における新型コロナウイルス感染症の 道県別週間発生報告数(18週まで)



横浜市 里見氏提供

# 新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計： 970 件（4月17日～5月5日）



## 【主な相談内容】

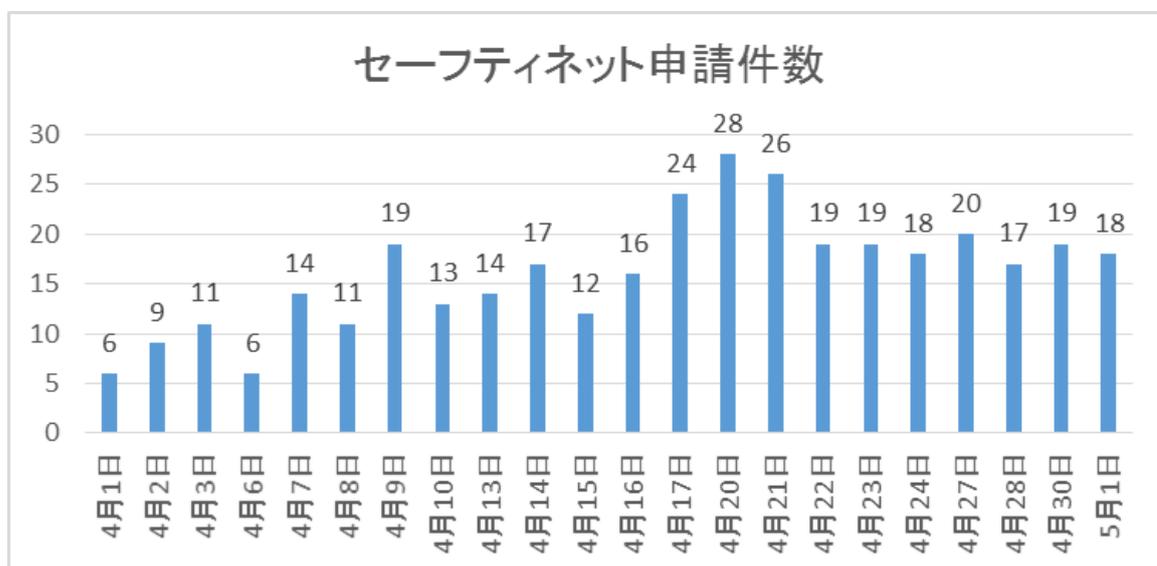
- ・国等の制度概要(現金給付等)
- ・中小企業・小規模事業者向け相談(持続化給付金等)
- ・資金繰り支援、融資制度
- ・生活資金相談

# セーフティネット申請状況

商工観光部

## 1 現況

- (1) 累計申請件数 (3/10~5/1 現在) 4 2 2 件
- (2) 繁忙期 (4/1~30 : 延べ 22 日間) 累計申請件数 3 5 6 件
- (3) 日平均申請件数 (繁忙期) 約 1 7 件



## 2 今後の見込み

国の補正予算成立により、都道府県等による制度資金融資を活用した実質無利子・無担保融資が開始されたことから、今後においても申請は同傾向の高い件数で推移していくものと見込まれる。